

若者チャレンジ奨励金

新規に雇い入れ、パート社員の正社員化^{など}

非正規雇用の若者を雇用する企業に奨励金を支給

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習と座学を組み合わせた訓練を実施する企業に奨励金が支給されます。

申請締切 平成25年度末までの時限措置で予算額を超えた時点で終了

★訓練奨励金 …………… 1人1ヵ月あたり**15万円**

★正社員雇用奨励金 … 訓練終了後、正社員として雇用継続

1年経過時 50万円
2年経過時 50万円 } **計100万円**

若者チャレンジ訓練の対象となる者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 訓練を実施する分野で過去5年以内に正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者等で、訓練に参加することが適当と判断されジョブ・カードの交付を受けた者。
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

※採用が内定している新規学校卒業者は対象とはなりません。

若者チャレンジ訓練の主な要件

- 実習と座学を合わせた訓練で、総訓練時間に占める実習時間が1割以上9割以下
- 訓練期間中の主な労働条件が正社員として雇用する場合と同じであること
- 1ヵ月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること
- 訓練期間は3ヵ月以上2年以下であること
- 訓練カリキュラム、評価シートを作成し、職業能力の評価を行うこと

**事前に訓練計画等を策定し
労働局長の確認が必要です。**

手続きについては裏面を▶



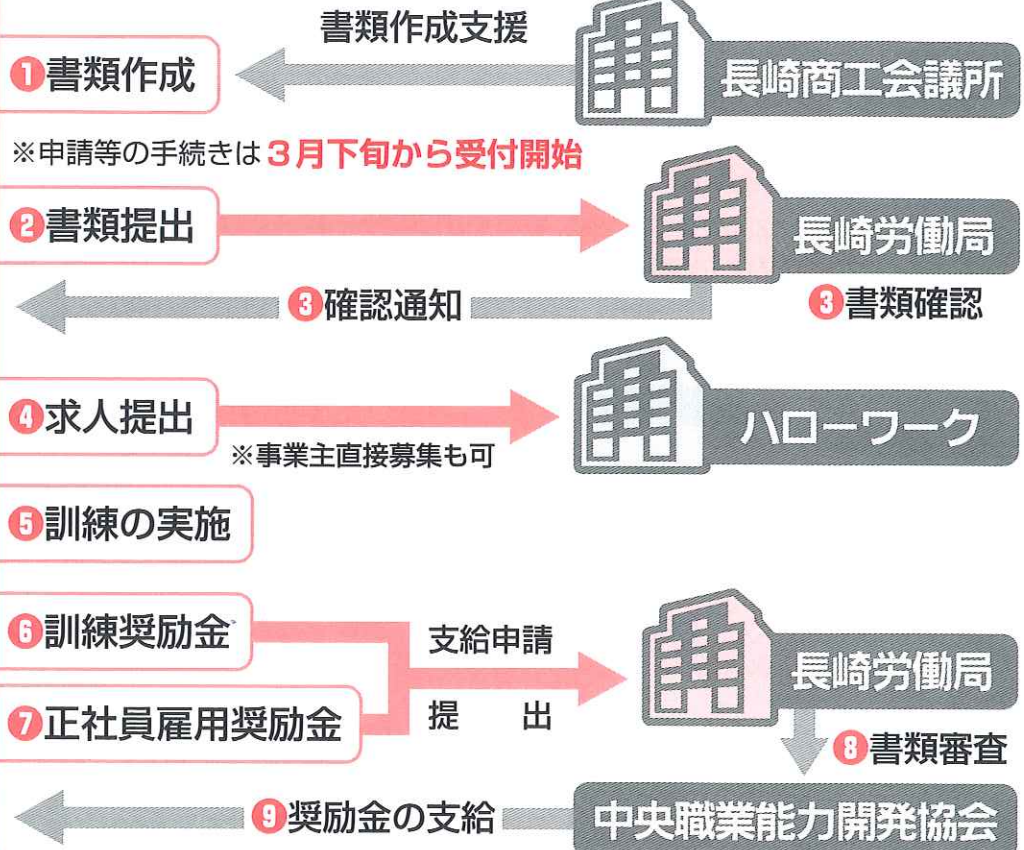
正社員採用へのすばい奨励金が登場!!



ご利用企業(事業主)

若者チャレンジ奨励金支給の流れ

提出書類も大幅に削減されました。



- 1 長崎労働局への提出書類作成**
 - 若年者人材育成・定着支援奨励金訓練実施計画届
 - 訓練カリキュラム
 - ジョブ・カード様式4(評価シート)
 - OFF-JT講師略歴書等
- 2 作成した書類を長崎労働局に提出** **3 長崎労働局で書類確認後、確認通知**
- 4 ハローワークに求人提出** ● 訓練希望受講者はジョブ・カード面談
訓練受講者募集 ● パート社員等に訓練を実施する場合、社内で訓練受講者募集
- 5 訓練の実施** ● 訓練実施計画確認日から6カ月以内に訓練開始 ● 訓練期間は3カ月以上2年以内
- 6 訓練奨励金の支給申請書を長崎労働局提出** ● 支給額: 訓練月数×15万円
 ● 訓練終了後2カ月以内に提出
- 7 正社員雇用奨励金の支給申請を長崎労働局提出** ● 1年目・2年目とも50万円づつ請求
 ● 訓練終了者を正社員に採用した日から、1年目・2年目の翌日から2カ月以内に申請



まずはお気軽に
お電話ください。

提出書類の作成支援を致します!

まずは、下記にご一報ください。

長崎県地域ジョブ・カードセンター

長崎市桜町4-1 長崎商工会議所内 長崎商工会館1F

TEL 095-832-7077 FAX 095-822-3781

E-mail : naga.job@ninus.ocn.ne.jp

http://www.nagasaki-cci.or.jp/nagasaki/jobcard/index.html